

後期高齢者医療制度加入の皆さんへ ぎふ・さわやか口腔健診

後期高齢者医療制度に加入する方を対象とした「ぎふ・さわやか口腔健診」が10月1日から始まります。口腔機能（かむ、飲み込む、唾液の分泌など）の低下や肺炎などを予防するため、歯の状態や口腔機能などのチェックを行います。

対象の方には9月末に受診券を送付します。この機会にぜひ受診しましょう。

検査項目 歯の状態、そしゃく能力、舌の機能など

受診方法 希望する歯科医療機関（一覧表を受診券に同封）へ事前に予約の上、お出掛けください。

受診期間 10月1日～平成28年1月31日

費用 200円 ※受診当日に歯科医療機関の窓口でお支払いください。

持ち物 受診券、保険証

問 市民課保険年金係（内線130）

10月1日から 国保の保険証が新しくなります

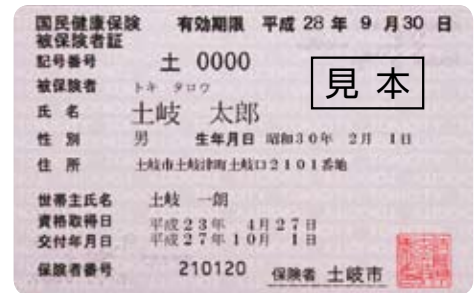
現在ご利用の保険証（国民健康保険被保険者証）の有効期限は、**9月30日(水)**です。新しい保険証は、9月中旬に簡易書留でご自宅へ郵送します。ご不在の場合は配達されませんので、郵便局でお受け取りください。

【ご注意ください】

▷新しい保険証の氏名や生年月日などの内容を必ず確認し、間違いがありましたら、市民課保険年金係または最寄りの支所へ申し出てください。

▷10月1日以降に医療機関などを受診する際は、新しい保険証を窓口に表示してください。

▷古い保険証は10月1日からは使えませんが、ご家庭で破棄してください。



問 市民課保険年金係（内線132）

臨時福祉給付金

臨時福祉給付金の申請書の受付を開始します。対象になるとと思われる方には、**8月下旬に申請書を送付しましたので、ご記入の上、期間内に同封の返信用封筒で返送してください。**

支給要件を満たすとと思われる方で申請書が届いていない場合は、問い合わせください。

支給対象

1月1日現在、市内に住所のあった方で平成27年度分の市民税が非課税の方

※生活保護受給者の方や市民税が課税されている方の扶養親族の方などは対象外

申請期間 9月1日(火)～12月1日(火)



問 臨時福祉給付金対策室（内線109）

9月10日は屋外広告物の日 屋外広告物のルールを守りましょう

屋外広告物とは、ビルの屋上にある広告塔や建物の壁にある壁面広告、電柱広告、案内看板やのぼり旗などのことです。

■屋外広告物の掲出

屋外広告物を掲出するためには、許可が必要です（自家広告物で10㎡以下など一部除外もあります）。また、手数料が必要です。



■定期的な点検を

他市で今年、ビルの看板が落下し、歩行者に重傷を負わせるという事故が発生しました。原因は看板を固定する部分の腐敗によるものでした。

自分のお店などの看板が、誰かを傷つけないためにも、屋外広告物の設置者(管理者)は、定期的な点検を行い、適正な管理に努めてください。

※制度の詳細は市ホームページから確認できます。

問 都市計画課（内線315）